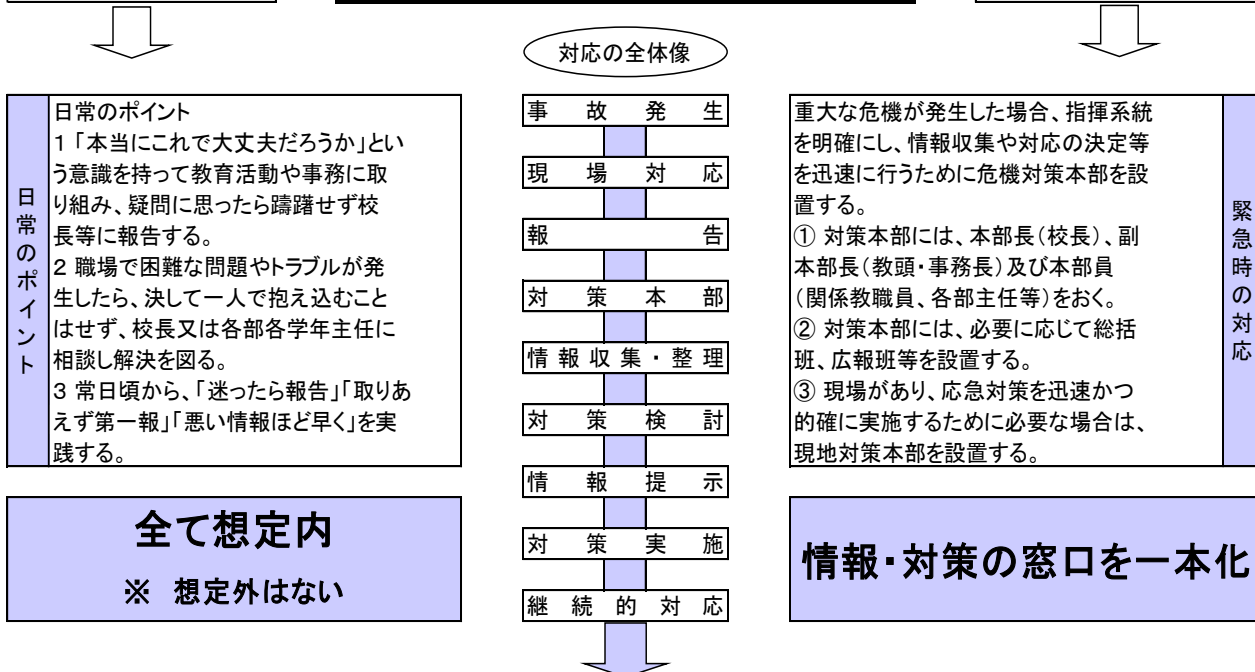
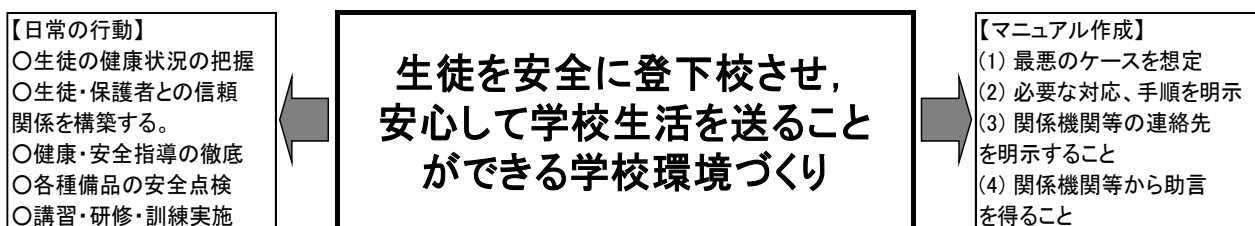
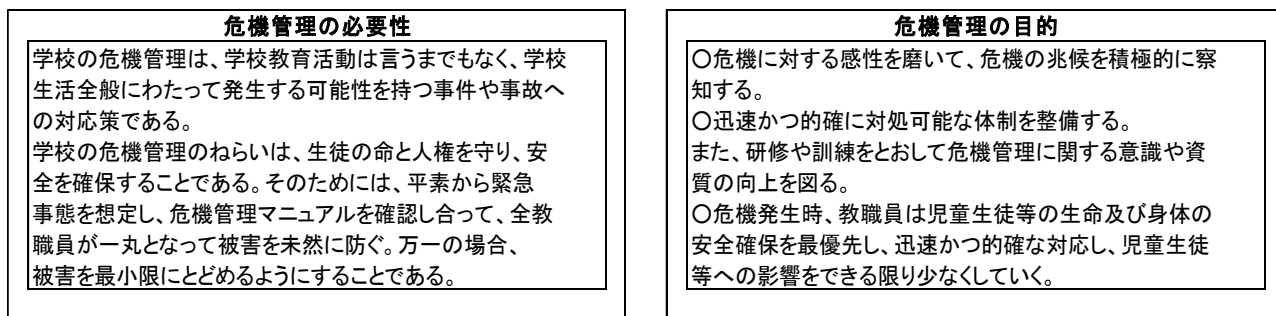


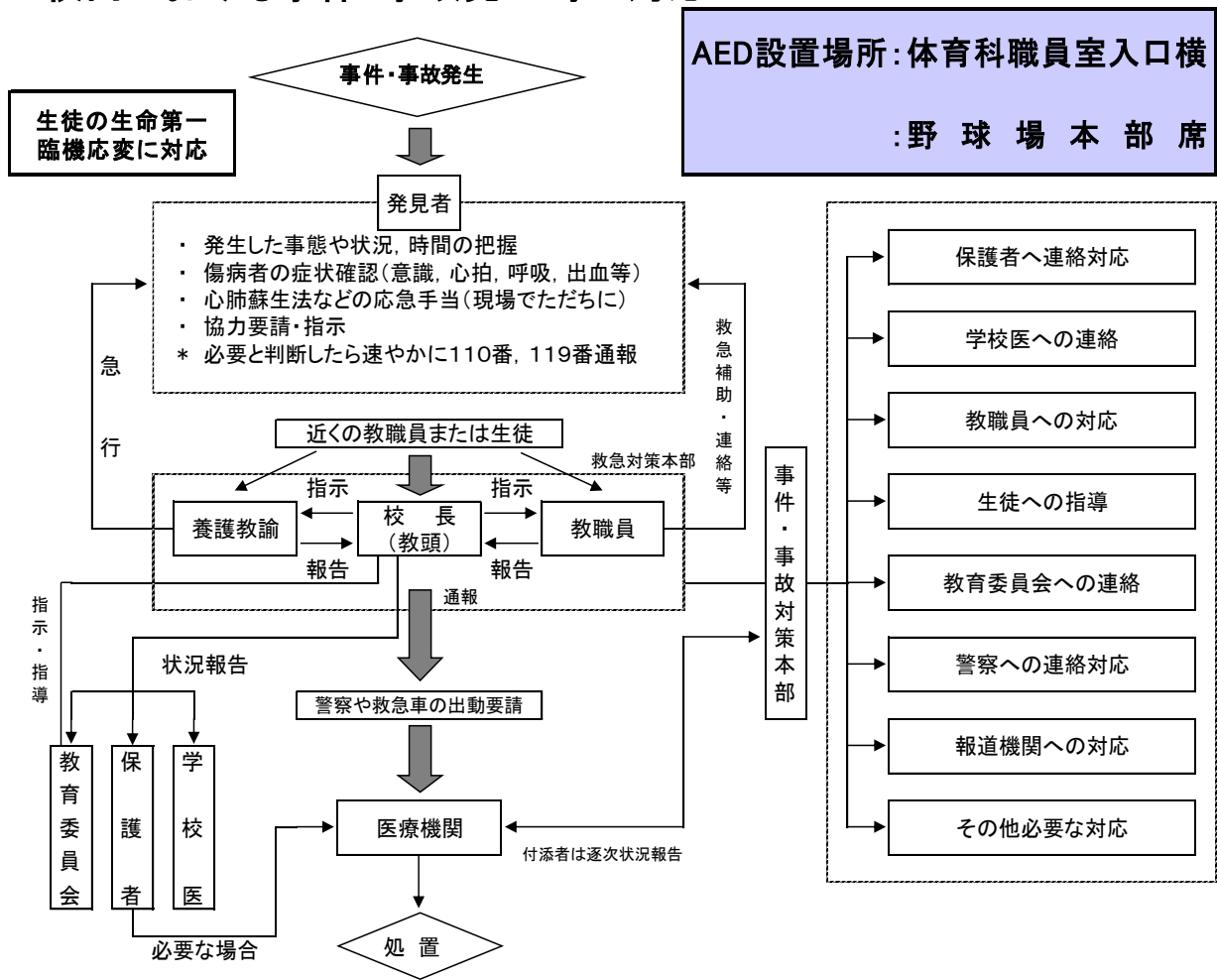
# 危機管理マニュアル

鹿児島玉龍中高一貫教育校

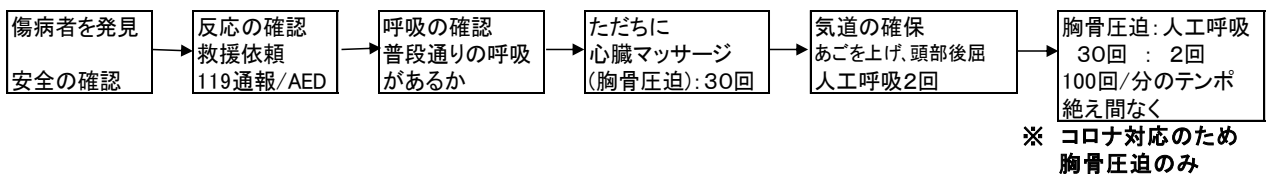
# I 校内事故の緊急対応



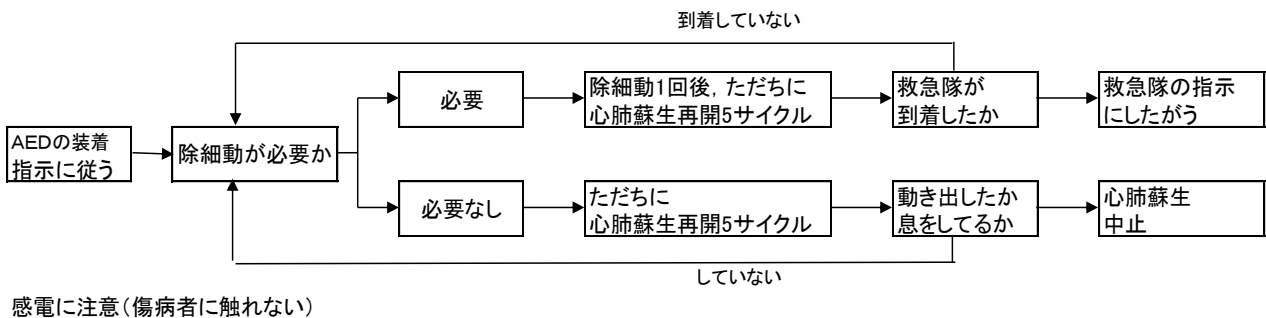
## II 校内における事件・事故発生時の対応



## III 心肺蘇生法のおこない方



## IV AED到着後の手順



## V 体育及び部活動時の事故防止と対応

事故発生の要因		
環境の要因	生徒側の要因	指導者側の要因
① 接触動作や激しい動きの運動によるもの ② 施設や器具の破損や適切な配置がなされていない状況によるもの ③ 自然環境によるもの	① 体力や健康・精神状態が著しく低下している中での活動 ② ルールや約束事が守れない状況下での活動 ③ 上級生からの無理な指示	① 健康・精神状態を把握しないままでの活動 ② 経験や技能レベルに即していない練習



事故防止に向けた基本的な考え方			
生徒・保護者との信頼関係をつくる			
生徒の健康観察と健康診断結果の把握	環境を見極めた無理のない活動計画	運動の特性をふまえた器具の配置と点検	個々の体力や技能に応じた適切な指導
■ 職員会議や出張など、指導者がやむを得ず活動の場に参加できない場合や、途中で活動の場を離れなければならない状況になった場合には、他の部の指導者に監督を依頼したり、部員だけでも安全かつ自主的に活動できる練習内容を明確に指示する。場合によっては練習を中止するなど適切な措置をとる。			

緊急時のポイント(事故発生1時間以内)	留意点
■ 応急処置及び安全確保 ① 顧問は、負傷の程度を確認し、他の教師の救援を部員に指示したあと、移動が必要・可能なら移動させ、可能な応急処置を施す。危険度によっては、顧問の判断で救急車の要請をする。 ② 救援に来た他の教職員が救急車の出動を要請をする。数人の教師が来た時は、教師一人が到着するまでに、周囲にいた部員から事故の状況について聞き取り、校長に報告する。救急車には、教職員が同乗する。 ③ 現場に残った教職員は、生徒たちの不安を除き、練習を中止するなどの適切な措置をとり、現場保存を行なう。  ■ 危機管理体制(対策本部)の確立 ① 校内救急体制に基づき校長は対策本部を設置を決定し、関係教職員(対策本部員他)を対策本部(校長室)に招集して対応を指示する。 ※ 記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応など事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。 ※ 情報の混乱を避けるため、対策本部が機能するまで、関係機関との対応は、校長・教頭が当たり、窓口を一本化する。  ■ 保護者への対応 ① 保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について対策本部で連絡・説明する。 ② 校長、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。教頭は対策本部に残り情報の収集にあたる。 ③ 対策本部は渉外課へ第一報を入れ、その後、適宜、状況を報告し、助言を受ける。	● 以下の状況によって対応が変わるので注意すること ・ 顧問不在時 ・ 指導者の数 ・ 平日か休日か ・ 校内か校外か

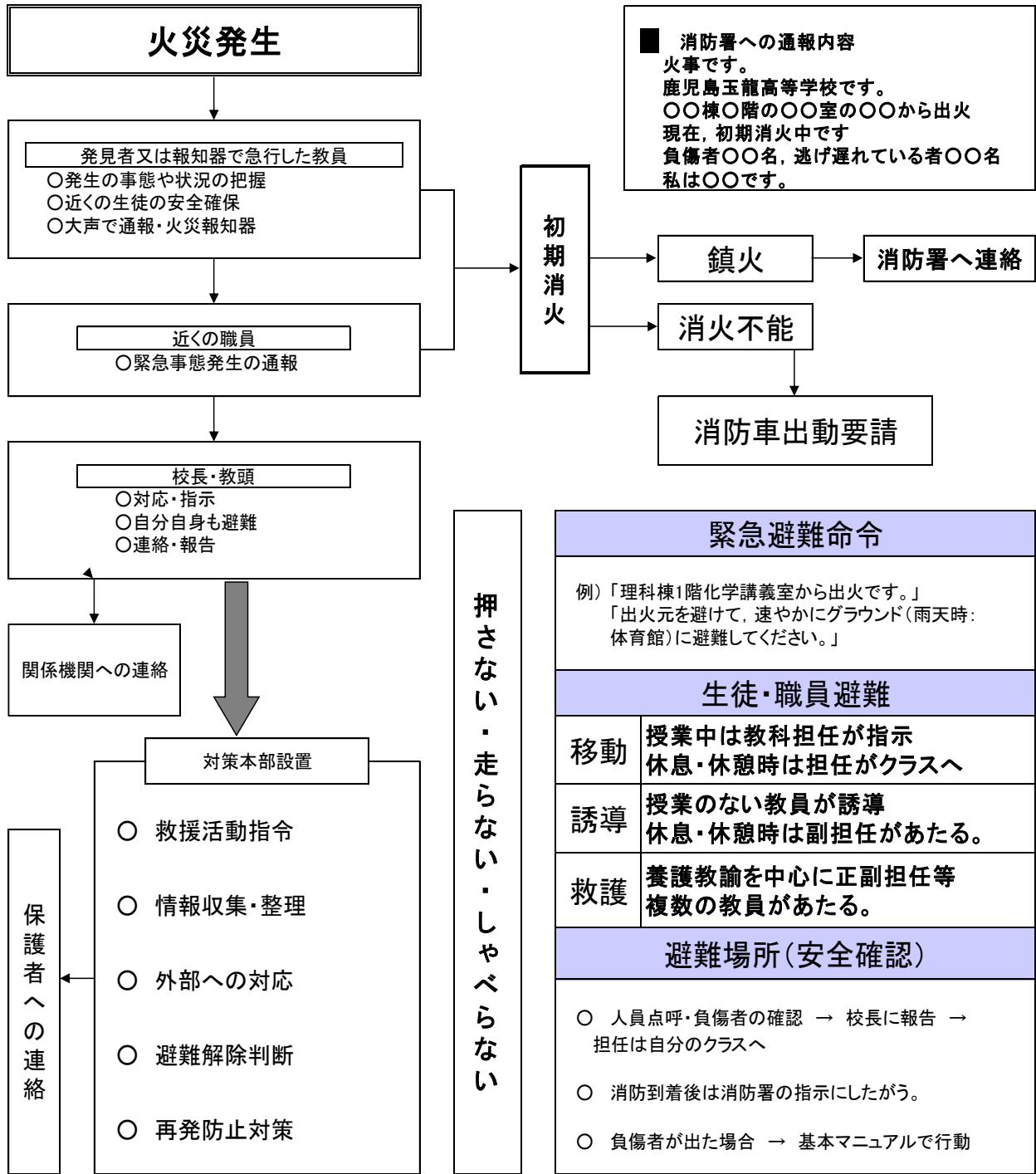
## VI 地震・津波発生時の対応

	授業担当教師	授業担当ではない教師	校長・教頭
発生及び揺れの終息	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 授業担当教師は、地震発生時にすみやかに机の下にもぐるよう生徒に指示する。</li> <li>■ 身を隠す場所がない場合には、落下物から身を守るようカバンなどで頭部を保護し、低い姿勢をとるよう指示する。</li> <li>■ 火気使用中の際は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントも抜く。</li> <li>■ 出入り口を開放して、避難口を確保する。</li> <li>■ 生徒の負傷の有無や程度、避難時の安全を確認する。</li> <li>■ 生徒の不安を増大させないよう原則としてその場を離れない。 ※ 緊急放送での指示を待つ。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">情報収集 → 避難指示 → 情報収集・対策</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 分担して各教室に急行し、授業担当教師から状況を聞き取る。</li> <li>■ 負傷者がある場合には、養護教諭と連携し、応急処置をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ テレビやラジオ、インターネット等で津波に関する情報を収集する。</li> <li>■ 津波に対する避難場所及び避難経路を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波注意報なし → グラウンドへ避難</li> <li>○ 津波注意報・警報発令 → 体育館へ避難</li> </ul> </li> <li>■ 津波注意報、警報に対して避難指示を出す。</li> </ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指示に従い、生徒の避難を開始する。避難指示、押さない、走らない、しゃべらない等、落ち着いて行動するように指導する。</li> <li>■ 教職員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、管理職に報告する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; text-align: center;"> <b>押さない・走らない・しゃべらない</b> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。</li> <li>■ 校内放送が使用できない場合は、ハンドマイクを用いて学校グラウンド側から伝える等の確実な伝達方法により、各教室に避難指示を伝える。指示伝達の確認も必ず行う。</li> <li>■ 逃げ遅れた者等がいらないか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 揺れが収まり避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等で避難の指示を行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><b>【避難時の注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ドアは開放して避難する。</li> <li>■ ガラスや落下物に注意し、頭部を守る。</li> <li>■ いったん避難したら、再び中には戻らない。</li> </ul> </div>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担任は、出来るだけ生徒のそばを離れず、動揺を抑え、安全を確保しながら指示を待つ。ただし、負傷者が多いときは、指示にしたがって、元気な生徒も仲間の応急手当に加わる。</li> <li>■ 管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、教諭等による救護班を組織し対応を指示する。</li> <li>■ 生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。連絡不能の事態の場合は、継続して連絡するとともに、Classiや安心安全メールなど、状況に応じて適切に利用する。</li> <li>■ 市教委に学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止措置と事後の対応を行う。</li> <li>■ 県内の被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。</li> <li>■ 通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。</li> <li>■ 生徒を下校・帰寮させる場合は、寮の状況、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。場合によっては校内・寮に宿泊させることもある。</li> </ul>	

★ 揺れの小さい地震であっても、生徒の動揺・余震の可能性が考えられる時は避難する。

★ 登校前に起こった時は、保護者の判断で登校を遅らせてもよい。

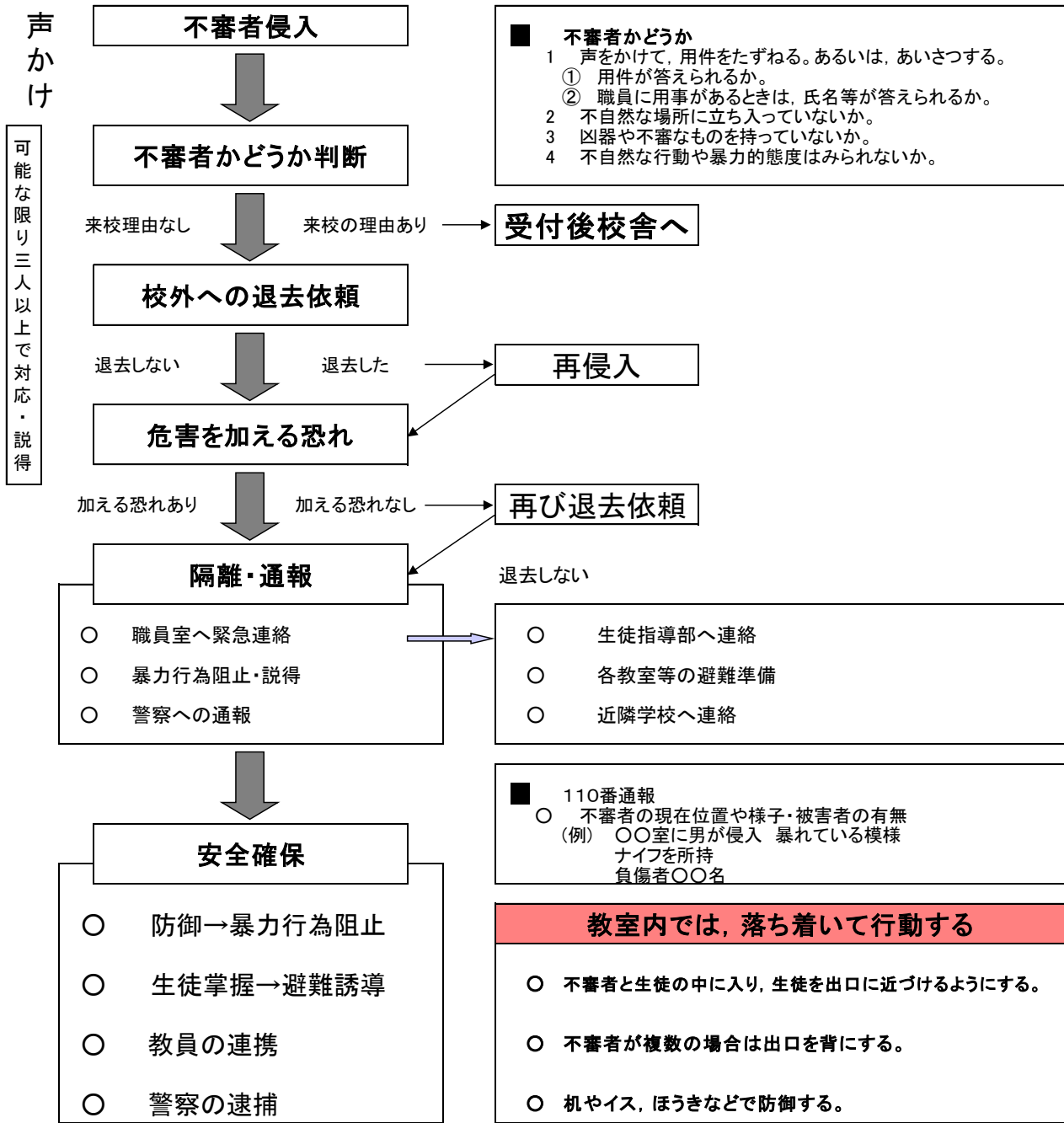
## VII 火災発生時の対応



### 避難時の注意

- 姿勢を低くして、ぬれたハンカチやタオルを口・鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- エレベーターは使用しない。
- 延焼防止のため、窓やドアは閉める。施錠はしない。
- 避難したら再び中には戻らない。

## VIII 不審者侵入時の対応



◎刺股は事務室, 職員室入口, 生徒指導室  
3号館3Fの美術準備室にあります。

**異常を知らせるために、大声で叫ぶ・笛を吹く**

### <不審者侵入防止の3段階チェック>

段階	具体的な方策	チェック
A 校門	◎ 校門やその他の入口について、開閉時間や施錠管理ができています。	
B 校門から校舎への入口まで	◎ 来訪者の校舎の入口や受付への案内誘導はできています。	
C 校舎への入口	◎ 受付での来訪者の確認や名札の着用等はできています。	

# IX 防災計画

## 1 防災規定

- (1) 火災・その他の災害予防に対する認識を深め、災害発生時において、冷静に迅速なる処置を講じ、災害を最大限に阻止することを目的として本規定を定める。
- (2) 防災に対する責任体制は「防災機構」のとおりとする。(表1参照)
- (3) 防災器具配置は「防災器具配置図」のとおりとする。(図1参照)
- (4) 防災避難は「避難経路図」のとおりとする。(図2参照)
- (5) 防災機構は本校職員・生徒をもって構成する。
  - 本部 … 各班の総指揮と各班の連絡・校外との連絡  
学級総務は学級の人数把握と学校連絡
  - 消火班 … 通報係(災害通報と消火隊の誘導)  
消火係(消火作業・防火壁の閉鎖・消火器具の管理点検)  
危険物係(電源・ガス・薬品可燃物の管理・処置)
  - 警備班 … 校舎内外の警備
  - 救護班 … 負傷者の救助・処置・校医との連絡
- (7) 各班において職員の責任体制を明確にし、生徒の任務分担(班長・係長)のふりわけと指導の徹底をはかる。
- (8) 各部署の火気取締責任者は日常の管理を怠らないようにし、重要書類・物件の整理に心がける。特に冬期におけるストーブの管理に注意すること。
- (9) 生徒不在時の出火対策
  - ① 校内出火を認めた者は、直ちに119番に急報し、付近の者と協力して消火につとめる。
  - ② 出火を認めた者は、職員連絡網によって連絡し、生徒はお互いに連絡しあつて登校し、指示に基づいて行動する。登校に際しては制服着用を原則とする。


## 2 火気取締責任者

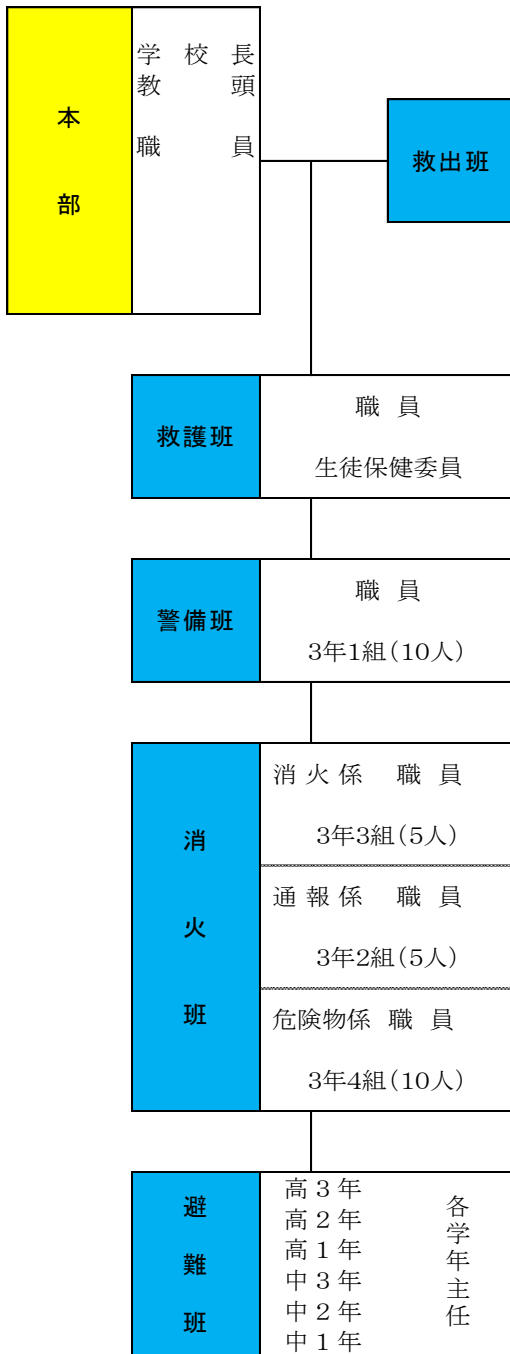
校長室	講義室 B	化学講義・実験・同準備室	パソコン室 同準備室	体育更衣室
応接室	職員室	書道室 同準備室	高校美術室 同準備室	トレーニング室
事務室	放送室	生物講義・実験・同準備室	高校音楽室 同準備室	第一アリーナ
主事室	印刷室	進路指導室 同資料室	弓道場	体育科職員室
購買部	保健室	中学理科室 同準備室	文化部練習室	部室
安田ホール	地公講義室 同準備室	視聴覚室 同準備室	生徒会室	第二アリーナ
学習室 A・B	更衣室 2F 更衣室 3F	物理地学講義・実験・同準備室	生徒指導室	中高共用 プール
中学校会議室	会議室	被服室・調理室 家庭科準備室	剣道場 柔道場	セミナーハウス
心の教室	図書室 同準備室	外国語講義室 同準備教室	多目的ホール	3号館 4F (多目的教室)
講義室 A	技術室 同準備室	3号館 2F (理科・家庭)	3号館 3F (音楽・美術)	野球場 テニスコート

※ 各教室(1-A~3-6)の火気取締責任者は担任とする。



防災機構[表1]

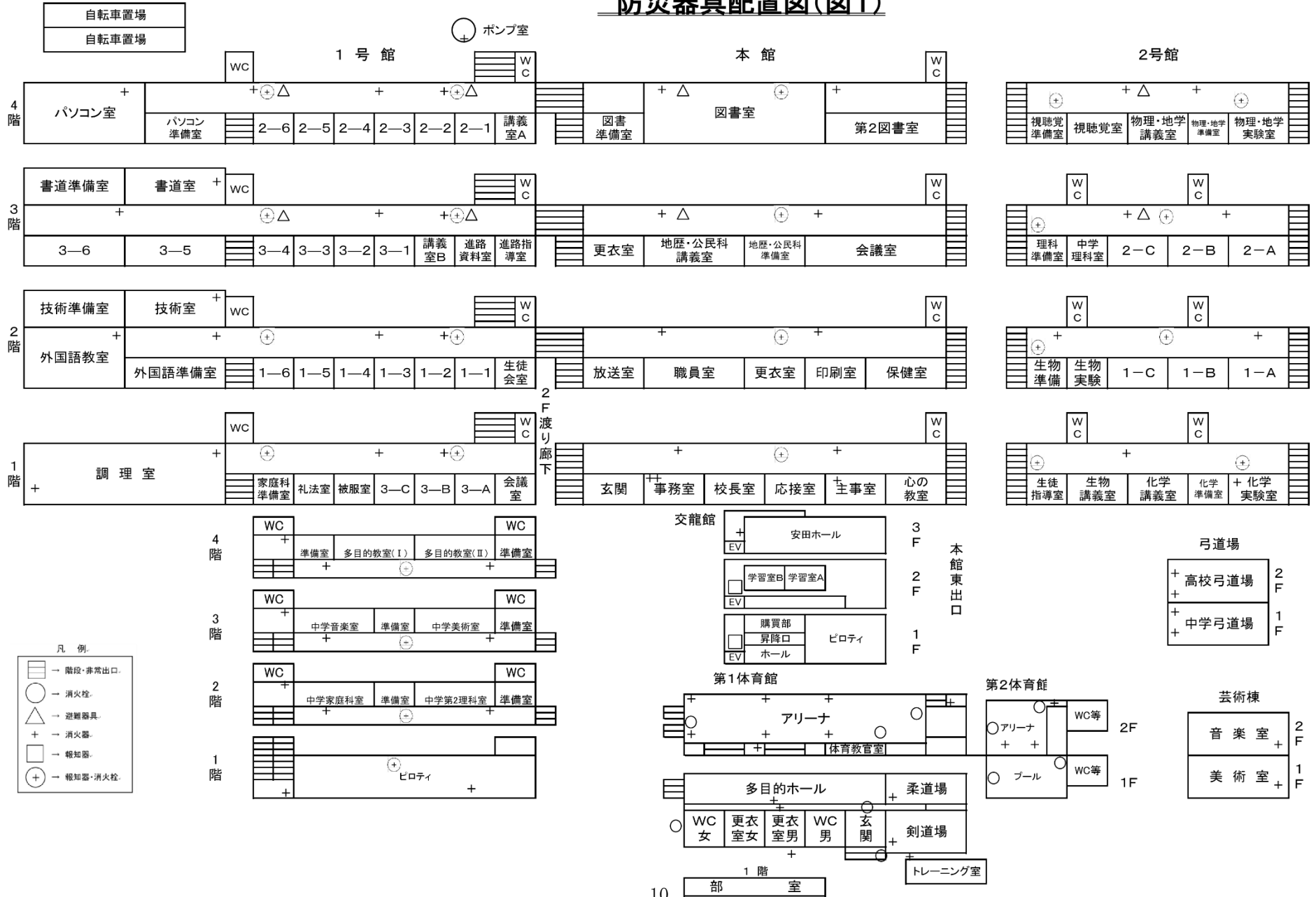
※防災管理者 



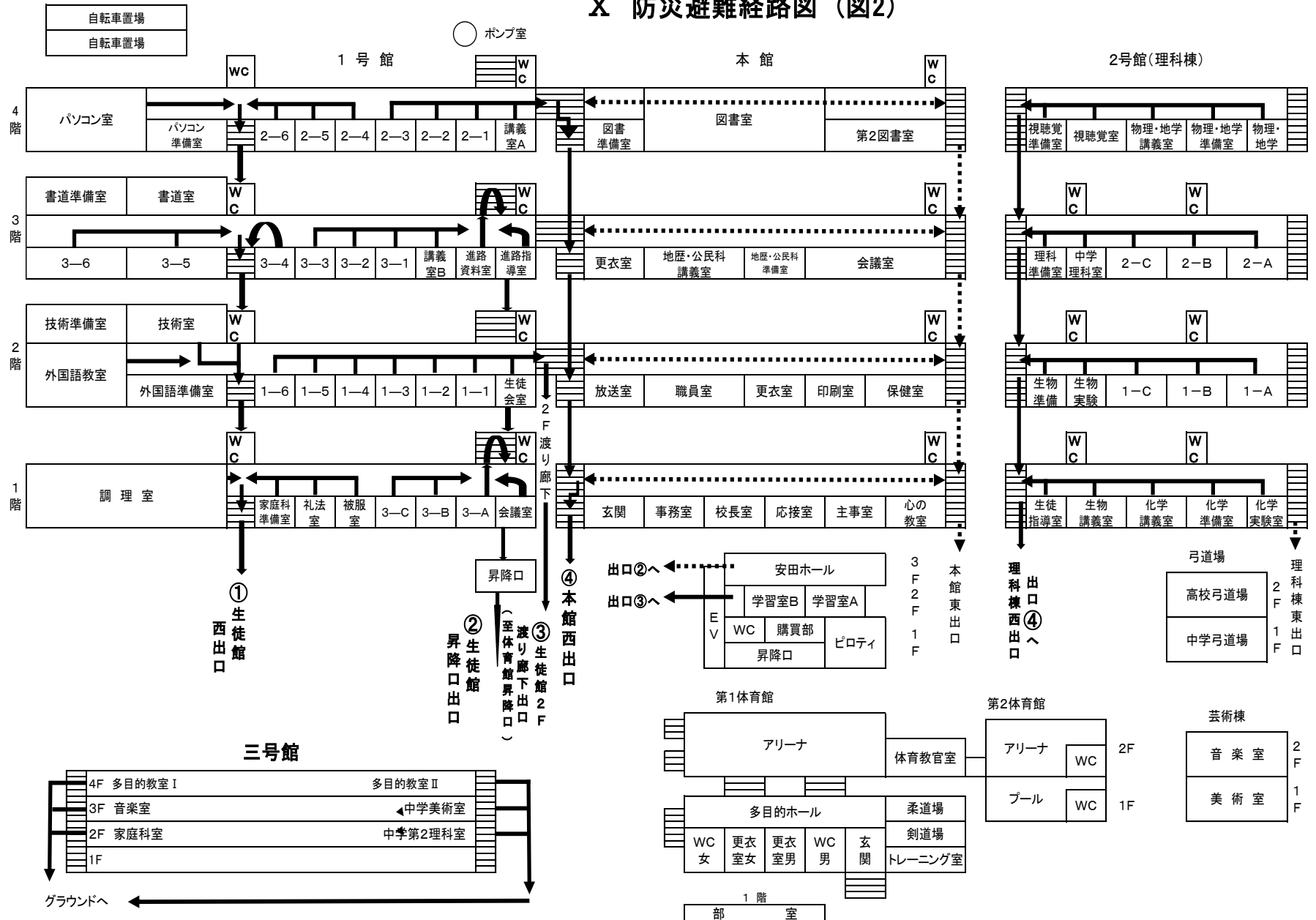
教室	中学校	1-A	2-A	3-A
		1-B	2-B	3-B
		1-C	2-C	3-C
	高校	1-1	2-1	3-1
		1-2	2-2	3-2
		1-3	2-3	3-3
		1-4	2-4	3-4
		1-5	2-5	3-5
		1-6	2-6	3-6

	担当場所	責任者	担当クラス等
1	校長室		3-1 (4人)
2	応接室		2-3 (3人)
3	事務室		1-3 (4人)
4	主事室		
5	購買部		
6	安田ホール		3-3 (5人)
7	学習室 A		1-2 (5人)
8	学習室 B		1-4 (5人)
9	心の教室		2-1 (5人)
10	職員室		3-4 (10人)
11	放送室		放送部員
12	印刷室		3-2 (5人)
13	更衣室 (2F)		3-5 (5人)
14	保健室		保健委員
15	更衣室 (3F)		1-2 (5人)
16	地歴・公民講義室		1-2 (5人)
17	会議室		2-3 (5人)
18	図書室		図書委員
19	進路指導室・資料室		3-6 (5人)
20	被服室・調理室・礼法室		1-6 (10人)
21	外国語室		1-5 (10人)
22	パソコン室		2-4 (10人)
23	化学室		2-6 (10人)
24	生物室		1-1 (10人)
25	中学理科室		3-C (10人)
26	物理・地学室		3-6 (10人)
27	視聴覚室		2-2 (10人)
28	生徒指導室		2-5 (10人)
29	書道室		書道部員
30	技術室		2-B (5人)
31	高校美術室		美術部員
32	高校音楽室		合唱部員
33	弓道場		弓道部員
34	文化部練習室		吹奏楽部員
35	生徒会室		生徒会役員
36	剣道場		剣道部員
37	柔道場		剣道部員
38	多目的ホール		剣道部員
39	体育更衣室		体育委員
40	トレーニング室		体育委員
41	アリーナ		体育委員
42	体育科職員室		体育委員
43	部室		関係部員
44	第2体育館アリーナ		3-B (5人)
45	中高共用プール		水泳部員
46	講義室 A		2-1 (5人)
47	講義室 B		3-5 (5人)
48	中学校会議室		3-A (10人)
49	中学第2理科室		1-A (5人)
50	中学家庭科室		2-B (5人)
51	中学美術室		2-A (5人)
52	中学音楽室		1-B (5人)
53	多目的教室 I		2-C (5人)
54	多目的教室 II		1-C (5人)
55	セミナーハウス		
56	野球場・テニスコート		野球部員・テニス部員

# 防災器具配置図(図1)



# X 防災避難経路図 (図2)



## XI 全国瞬時警報システム(Jアラート)発信時の対応

### ① 生徒が学校に滞在している場合

対応の流れ	管理職	教職員	生徒
○緊急情報が発信	<p>○テレビ、インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。</p> <p>○緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法について、校内放送等で指示する。</p>	<p>○生徒を落ち着かせる。</p> <p>○安全確保の方法を正確に理解し、生徒に具体的な指示をする。</p> <p>&lt;建物の中&gt; ○窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。</p> <p>&lt;体育館&gt; ○窓から離れ、フロアの中央付近に移動させ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。</p> <p>&lt;建物の外&gt; ○近くの建物の中に速やかに避難させる。 ○建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。</p>	<p>○教職員からの指示に従い安全確保の行動をとる。</p> <p>&lt;建物の中&gt; ○窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守る。</p> <p>&lt;体育館&gt; ○窓から離れ、フロアの中央付近に移動し、低い体勢をとり、頭部を守る。</p> <p>&lt;建物の外&gt; ○近くの建物の中に速やかに避難する。 ○建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守る。</p>
○通過情報等が発信	<p>○テレビ、インターネット等で情報収集し、必要な対応を指示する。</p> <p>○学校の状況、生徒の安否について保護者への連絡を指示する。</p> <p>○学校の状況等について教育委員会へ報告する。</p>	<p>○生徒の人数、ケガの有無及び心理的動揺の有無を確認し、管理職へ報告する。</p> <p>○ケガ又は心理的なケアが必要な生徒がいる場合は、別室に移動させる。</p> <p>○学校の状況、生徒の安否等について連絡網等を利用し、保護者へ情報提供する。</p>	<p>○自分の健康状態を確認し、周囲の安全が確保できているか確認する。</p> <p>○安全が確保できたら、周囲にケガをしていたり、心理的に動揺したりしている生徒がいないか確認する。</p> <p>○ケガ、心理的動揺があれば、別室に移動する。</p> <p>○不審物を見つけたら、絶対に近寄らず、教職員に報告する。</p>

## ② 生徒が登下校中の場合

対応の流れ	管理職	教職員	生徒
○緊急情報が発信	○テレビ、インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。  ○緊急情報の内容を確認し、教職員の対応について指示する。	○まず自分の身を守る行動をとり、可能であれば急いで学校に向かう。  ○管理職の指示に従い、役割を分担して対応する。	○事前の指導に基づいて、安全確保の行動をとる。
○通過情報等が発信	○テレビ、インターネット等で情報収集し、必要な対応を指示する。  ○情報を集約後、臨時休業や始業時間を遅らせる措置について、保護者への連絡を指示する。  ○学校の状況等について教育委員会へ報告する。	○生徒に関する情報を収集し、管理職へ報告する。  ○保護者から生徒の安否に関する情報を得る。  ○連絡網等を利用し、学校の状況等を保護者へ情報提供する。	○安全確保の行動をとった後、保護者に安否確認の連絡をする。  ○自分のいる場所が学校に近い時は学校へ向かい、家の方が近い時は帰宅するなど、自らの身を守る行動をとる。  ○不審物を見つけたら、絶対に近寄らず、近くにいる大人に報告する。  ○学校の対応について確認する。

## ③ 生徒が校外での課外活動等の場合

対応の流れ	管理職	教職員	生徒
○緊急情報が発信	○テレビ、インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。  ○緊急情報の内容を確認し、教職員の対応について指示する。	○生徒を落ち着かせる。  ○緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、生徒に具体的指示をする。	○教職員からの指示に従い、安全確保の行動をとる。
○通過情報等が発信	○引率教職員から生徒の安否情報を収集し、必要な対応について教職員に指示する。  ○生徒のケガ等の有無などの安否情報を含めた情報等を保護者へ提供する。  ○学校の状況等について教育委員会へ報告する。	○必要に応じて、救急車の要請、警察への通報など関係機関と連絡をとる。  ○生徒のケガの有無等について安否の確認をし、管理職へ報告する。	○教職員の指示に従い、速やかに行動する。  ○自分の健康状態を確認し、周囲の安全を確認する。  ○安全が確保できたら、周囲にケガをしていたり、心理的に動揺したりしている生徒がいないか確認する。  ○不審物を見つけたら、絶対に近寄らず、教職員に報告する。

## XII 感染症対策マニュアル

### 1 感染症対策の指針

#### (1) 基本的な考え方

- ①生徒が感染症に罹患することは、身体的、精神的苦痛を伴うことであり、場合によっては生命の危険にさらすことさえ起こし得る。
- ②感染対策の原則は、感染症発生の予防と感染拡大の防止であり、そのために、平常時および感染症発生時のための、マニュアルの作成、体制・組織の整備、教育・研修などを実施する。
- ③感染症が発生した場合には、人権に配慮しつつ、速やかな状況把握と正しい情報入手に努め関係機関と連携し感染拡大を防止する。

#### (2) 感染症対策の体制・組織

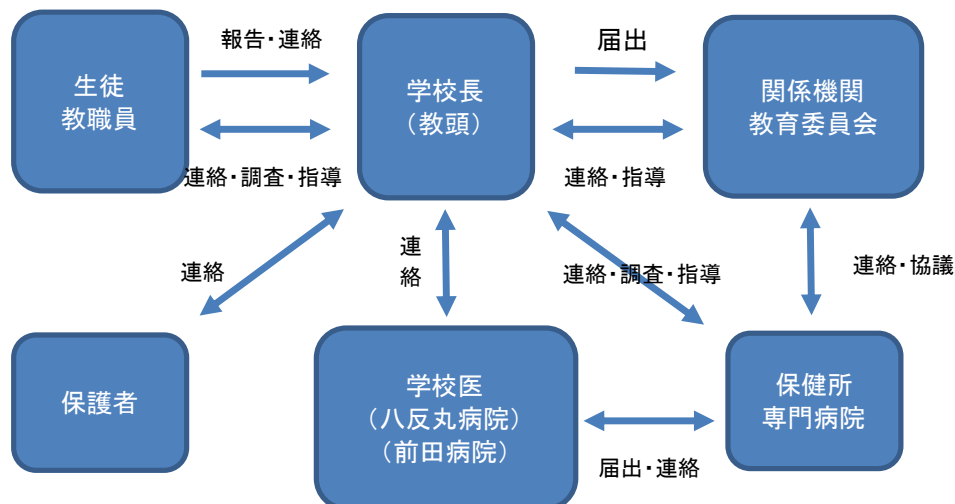
学校施設における感染症の予防・感染症発生時の拡大防止には、全ての教職員がマニュアルの内容を共通認識として持ち、一丸となってその対策に取り組む。

したがって、必要に応じて「感染症対策委員会」(企画運営委員、養護教諭等)を組織し、以下の取り組みを行う。

- ①平常時における生徒・教職員の健康管理体制及び施設環境定期点検体制の編成、運営
- ②平常時及び感染症発生時における、状況調査、拡大防止対応組織の編成、運営
- ③感染症対策計画の策定、実施
- ④感染症対策情報の収集、発信
- ⑤教職員・生徒・保護者への予防対策等に関する、教育、啓発、研修の企画、運営
- ⑥感染事例についての分析(感染原因・要因・対策の他、拡大の可能性などの検討)
- ⑦その他感染予防対策に関する検討、審議
- ⑧関係機関や学校医との連絡、報告

#### (3) 対応組織図(フローチャート)

◎ 土日祝日、夜間等でも緊急の連絡体制の確保を図る。



## 2 平常時の感染対策

### (1) 生徒の健康管理

- ①健康状態の把握(教職員, 保健委員による健康チェック等)
- ②入学・転入時の健康調査(感染症既往歴, ワクチン接種の確認等)

### (2) 教職員の健康管理

- ①健康管理(感染症の媒介者にならないよう健康診断, 結核健康診断などを受ける)
- ②感染症既往歴・ワクチン接種状況の把握

### (3) 感染症発生状況の把握

- ①学校周辺地域の状況把握
- ②校内の状況把握

## 3 感染症発生時の対策

### (1) 学校周辺で発生した場合

- ①県内及び鹿児島市内での流行情報を収集し, 生徒の欠席状況と欠席理由の確認を徹底する。
- ②校内での発生の有無および可能性について, 感染症対策委員会で検討し, 予防策を全教職員に周知, 徹底する。

### (2) 校内で発生した場合

#### ①情報の収集

- a 生徒の欠席状況と欠席理由の確認を徹底する。
- b 流行している感染症の, 校内での症状の有無を調査する。

#### 【把握すべき情報】

- ア 発症者氏名・学年・組・性別
- イ 主な症状と発症日時
- ウ 受診の有無, 診断名(未受診者には受診勧奨する)
- エ 症状の経過や投薬等治療状況
- オ 発症場所や発症前に参加した行事等
- カ 調査日時と調査者
- キ その他, 必要事項

#### ②健康観察

- a 有症と報告のあった生徒・教職員の健康状態(症状の有無)を経過を追って記録する。
- b 必要に応じて, 学校医, 保健所, 関係機関などの助言をもらいながら観察する。

#### ③感染拡大の防止

- a 感染症対策委員会を招集し, 情報の共有と二次感染予防対策を検討する。
- b 手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理, 消毒を徹底し, 汚染拡散を防止する。
- c 関係機関や学校医等と相談のうえ, 必要に応じて出席停止等の措置をとる。

#### ④関係機関との連携など

- a 学校医・保健所等各所に直ちに連絡し, 指示を仰ぐ。
- b 生徒及び保護者への情報提供を行う。